



平成 22 年 9 月 24 日

各 位

会社名 メルシャン株式会社
代表者名 取締役社長 植木 宏
(コード番号2536 東証・大証 第一部)
問合せ先 CSR・CC推進部長 横山 清
TEL 03-3231-3910

**当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、上場契約違約金の徴求及び
当社株式の特設注意市場銘柄の指定に関するお知らせ**

本日、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）より、平成22年9月25日付で当社株式の監理銘柄（審査中）指定を解除する旨、上場契約違約金1,000万円の支払いを求める旨、及び平成22年9月25日付で当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領しましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除について

当社は、平成 22 年 6 月 11 日付で、「当社水産飼料事業部における不適切な取引について（第二報）」を開示いたしました。その開示内容から、東証より有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 14 号（上場会社が有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 11 号 a 前段に該当すると認められる相当の事由があると東証が認める場合）に該当することとなり、投資家の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されました。

その後、当社は平成 22 年 8 月 12 日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

また、当社は平成 22 年 8 月 27 日付で、「当社水産飼料事業部における不適切な取引に関する第三者委員会の最終報告について」を開示いたしました。

本日、東証より、審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証の当社株式についての監理銘柄（審査中）への指定について解除されることが決定いたしました。

2. 上場契約違約金の徴求について

東証より、平成 17 年から平成 22 年 12 月期第 1 四半期決算短信等を訂正した件について、有価証券上場規程第 412 条に違反したと認められ、当社が東証の市場に対する株主及び投資家の信頼を棄損したと認められることから、有価証券上場規程第 509 条第 1 項第 1

号に基づき、上場契約違約金 1,000 万円の支払いを求められることとなりました。

3. 当社株式の特設注意市場銘柄への指定について

上記のとおり、当社株式についての監理銘柄（審査中）指定は解除されましたが、当社において、事業部門から経理部門にわたる水産飼料取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことが判明いたしました。このことから、東証より、内部管理体制等についての改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 1 号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されたものです。

当社は、このたびの過年度決算の訂正において、市場の信頼を傷つけ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを厳粛かつ真摯に受け止め、信頼回復に向けて再発防止はもちろんのこと、コーポレートガバナンスのさらなる強化に努めてまいり所存であります。再発防止策につきましては、現在鋭意検討を進めておりますので、速やかに改めてお知らせいたします。

なお、当社は平成 22 年 8 月 27 日付で開示しました「麒麟ホールディングス株式会社とメルシャン株式会社の株式交換契約締結について」のとおり、平成 22 年 12 月 1 日をもって当社は麒麟ホールディングス株式会社の完全子会社となり、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、平成 22 年 11 月 26 日に上場廃止（最終売買日は平成 22 年 11 月 25 日）となる予定です。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上